

◆ 事業場からの臭気 ◆

（工場だけではなく飲食店も対象になります）

今まででは労働安全衛生に関するテーマを書いてきましたが、今回は切り口を変えて事業活動をする中で多くの方々が対象となる悪臭防止法についてお話しします。労働安全衛生法では作業者に対する健康被害を防止するため、各化学物質が規制されています。悪臭防止の観点でも生活環境の保全のために事業所から発せられる物質やにおいの強さにも基準が設けられています。

◆ 臭気について ◆

「物質濃度」とは特定悪臭物質と呼ばれる不快なにおいの原因となり、生活環境を損なう法律で人々の生活環境を保全するために規制が設けられています。悪臭防止法の対象は工場だけ

おそれのある物質の濃度のことでのアンモニアや硫化水素など22物質が指定されています。ものも数多くあります。

上記のような基準が各自治体により設けられています。物質濃度のみの地域、両方の規制がある地域など自治体によりさまざまです。

また、それぞれの規制の中で土地利用の形態に応じてさらに細かく基準が設けられており、
○ 第一種地域
（主に住居用に設定されている地域）
○ 第二種地域
（一種と三種の中間の地域）
○ 第三種地域
（主に工場用に設定されている地域）



出典:環境省「悪臭防止法の手引き」(安曇野市ホームページより)

それに対応するために考えられたのが人の嗅覚を用いてにおいの程度を表す臭気指数による規制です。人間の感覚を用いて行う試験により求めるものなので、住民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすいというメリットがあります。

臭気は悪臭防止法という法律で人々の生活環境を保全するために規制が設けられています。悪臭防止法の対象は工場だけ

悪臭防止法は基準の順守義務はありますが、測定義務はありません。自分たちは慣れてしまつた悪臭であることが多いです。悪臭防止法は基準の順守義務はありますが、測定義務はありません。自分たちは慣れてしまつたにおいでも周囲の人に対する被害感覚と一致しやすいというメリットがあります。基準値は第一種が厳しく、第三種の方が緩いものとなります。一度みんなさんの自治体でどのようないくつかがでしょか。かがでしょか。（株アイエンス）

あります。

何を守ればよいのか